

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	源泉徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小郡市は、源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

小郡市長

公表日

平成27年8月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	源泉徴収に関する事務	
②事務の概要	所得税法に基づき、市が委嘱した委員・講師等の報酬を支払う際に源泉徴収をし、税務署に納付する。 また、翌年1月に源泉徴収票や支払調書を税務署や本人へ提出または交付し、給与支払報告書を関係 各市町村に提出する。 特定個人情報ファイルは、これらの法定調書への個人番号を記載するために使用する。	
③システムの名称	IPKNOWLEDGE財務会計システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
財務会計システムファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第3項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	会計課	
②所属長	会計課長 日吉 和喜子	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務部総務課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	会計課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

[illegible]